

周南市緊急通報システム事業及びもやいネットセンター休日夜間対応業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

令和5年12月1日

周南市長 藤井 律子

1 業務概要

(1) 業務の名称

周南市緊急通報システム事業及びもやいネットセンター休日夜間対応業務委託

(2) 業務の目的及び業務内容

別添 周南市緊急通報システム事業及びもやいネットセンター休日夜間対応業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 履行場所

周南市内全域(大津島を含む)

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 参加表明書の提出時点において、令和4・5年度「周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」の「(大分類)1建物等の保守管理の(小分類)14通信設備保守」又は「(大分類)99その他の(小分類)99その他」に登録されていること。かつ、令和6・7年度「周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」における同分類について登録審査申請の手続が完了していること。

(3) 平成30年度以降に、地方公共団体における緊急通報システム事業・休日夜間対応業務又は類似する業務において、受託実績があること。

(4) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）

別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

3 参加手続

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

周南市役所こども・福祉部地域福祉課 もやいネットセンター担当

電話 (0834) 22-8404

FAX (0834) 22-8396

E-mail fukushi@city.shunan.lg.jp

- (2) 実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法

周南市ホームページからダウンロードするか担当部局で配布する。

URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>

- (3) 実施要領・仕様書等に係る質問書

ア 質問方法

質問書（様式1）を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

イ 受付期間

令和5年12月1日（金）9時から令和5年12月14日（木）17時までとする。（ただし、受信確認は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く9時から17時までとする。）

ウ 提出先及び受信確認先

(1) に示す場所とする。

エ 回答方法

令和5年12月18日（月）13時以降に周南市公式ホームページに掲載する。

- (4) 参加表明書の提出

ア 提出方法

郵送又は持参（いずれの場合も提出期限内必着）

※電子メール、ファックスでの提出は受け付けません。

※持参による場合の受付時間は、休日を除く9時から17時までとします。

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法

によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出期限までに提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

イ 提出期限

令和5年12月21日（木）17時必着とする。

ウ 提出場所

（1）に示す場所とする。

エ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格確認結果を通知する。

（5）企画提案書等の提出

ア 提出期間

令和5年12月22日（金）から令和6年1月12日（金）17時必着とする。（受付時間帯は、休日を除く9時から17時までとする。）

イ 提出場所

（1）に示す場所とする。

ウ 提出方法

郵送又は持参（いずれの場合も提出期限内必着）

※電子メール、ファックスでの提出は受け付けません。

※持参による場合の受付時間は、休日を除く9時から17時までとします。

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出期限までに提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

エ 提出部数

9部（正本1部、副本8部）

4 評価の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の評価は、周南市が設置する「周南市周南市緊急通報システム事業及びもやいネットセンター休日夜間対応業務委託プロポーザル評価会」が行い、最も評価の高い事業者を受託候補者として選定する。なお、企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立する。

（1）プレゼンテーション及びヒアリング

令和6年1月25日（木）（予定）

5 契約方法

受託候補者と周南市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らな

った場合には、次点者と協議を行うものとする。

契約手続き及び契約書は周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）の定めるところによるものとする。

6 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は無効とする。

ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ プレゼンテーション及びヒアリングに、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積金額が実施要領に示した事業規模（提案上限額）を超える場合

キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合

ク 著しく信義に反する行為があった場合

(3) 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。（本市からの指示等があった場合を除く。）

(4) その他詳細は、実施要領による。